

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1526号から第1528号まで)

平成30年10月18日

横情審答申第1526号から第1528号まで

平成30年10月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年8月19日建建道第772号による「道路審議票白根〇丁目91」ほか7文書、平成28年11月2日建建道第1037号による「道路審議票白根〇丁目91」ほか27文書及び平成28年11月18日建建道第1138号による「道路審議票白根〇丁目91」ほか25文書の非開示決定に対する審査請求についての諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、開示請求書21通に係る「道路審議票白根〇丁目91」ほか7文書、開示請求書47通に係る「道路審議票白根〇丁目91」ほか27文書及び開示請求書29通に係る「道路審議票白根〇丁目91」ほか25文書の開示請求を権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1-1の「開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載」欄（以下「請求内容欄」という。）に記載の開示請求（以下「開示請求1」という。）、別表1-2の請求内容欄に記載の開示請求（以下「開示請求2」という。）及び別表1-3の請求内容欄に記載の開示請求（以下「開示請求3」という。以下開示請求1から3までを総称して「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表1-1の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書1」という。）、別表1-2の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書2」という。）及び別表1-3の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書3」という。以下文書1から文書3までを総称して「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、平成28年7月5日付で行った非開示決定（以下「処分1」という。）、同年7月12日付で行った非開示決定（以下「処分2」という。）及び同年7月26日付で行った非開示決定（以下「処分3」という。以下処分1から処分3までを総称して「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するため、同条第3項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成28年4月8日31件及び同年4月22日28件の先行する開示請求計59件について、審査請求人と日程調整の上、対象行政文書の開示の実施を予定していた。それにもかかわらず、期間延長後に開示決定されるまでの間に、6回に渡り繰り返し、先行

する開示請求の対象と同一と判断される対象行政文書延べ593件の開示請求を行った。

- (2) その後も、先行する開示請求の開示の実施前に、先行する開示請求と同一の文書について、43件の開示請求を行い、延べ636件の開示請求を行った。
- (3) 過去に審査請求人からなされた開示請求に係る文書の開示の実施において、開示文書とは別に同様の文書が存在するはずであるとして開示の実施途中で離席することがあったため、これらの開示請求に対して、対象行政文書を明確に特定をするために補正依頼したが、文書3に関する開示請求を除いて審査請求人は一切応じることなく、不適正な行為を繰り返している。
- (4) 一連の開示請求に対応する実施機関の事務処理量は膨大となり、実施機関の業務遂行を著しく停滞させている。
- (5) 以上のことから、審査請求人の本件審査請求文書に係る開示請求の目的が行政文書の閲覧や写しの交付ではないことが明確である。
- (6) したがって、本件開示請求は、条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当し、同条第3項に基づき非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、審査請求人が開示請求していない文書を対象行政文書として特定して非開示決定をしている。

その他、審査請求人は、別表1-1から1-3までの「審査請求人の主な請求要旨」欄に記載の主張をしている。

なお、審査会としては審査請求人の求めに応じ意見陳述の実施を通知したが、審査請求人から意見陳述を辞退する旨の申出があったため、意見陳述は実施されなかった。

#### 5 審査会の判断

- (1) 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について

建築局建築指導部建築道路課（現在の建築局建築指導部建築指導課。以下「建築指導課」という。）では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路について、建築基準法の道路種別を判定している。道路種別の判定については、道路相談等を受け、現地調査及び資料を確認したうえで判定した内容を道路審議票

として保存している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件開示請求に係る開示請求書の記載から、旭区白根の特定番地先に係る建築基準法の道路種別の判定に関して、建築指導課において作成し、又は取得し、保有する別表1-1から1-3までの「審査請求文書」欄に記載の31件の行政文書であると解される。

実施機関は、本件開示請求について条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示としている。一方、審査請求人は、審査請求書及び意見書において権利の濫用の適用に関する反論等を述べることなく単に非開示とする理由はないのみ主張している。

(3) 本件処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）先に係る土地について、建築基準法第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市の間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求を行い、さらに開示請求に対する開示決定等について繰り返し審査請求を行っている。

(4) 条例第5条第2項の該当性について

ア 条例第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 権利の濫用とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典（第4版）」（有斐閣））。

情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うべきことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。

具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞等の要素を総合的に勘案し、判断することとしているが、具体的な事例を類型化して、本件開示請求の時点では次の三つを判断の基準として運用していた。

(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。

(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。

エ 実施機関は、前記のとおり、本件開示請求に係る審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等から「開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。」に該当するとして本件処分を行っている。

これに対し審査請求人は、非開示とする理由はないとのみ主張している。

オ 当審査会では、実施機関の説明及び審査請求人の主張を踏まえて、本項該当性について次のとおり検討した。

カ 本件開示請求から本件処分に至る経過について、開示請求書、開示決定等期間延長通知書、開示等の決定通知書、弁明書、審査請求書及び意見書等の関連する文書並びに平成30年5月18日に行った実施機関からの事情聴取により当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

(ア) 審査請求人は、平成28年4月8日、1通の開示請求書に計31件の行政文書を当該文書の作成年度及び記号番号、文書の名称及び提出日付、文書件名等を記載した別紙を添付して開示請求を行っている。これに対して、実施機関は、開示請求に係る行政文書が大量であるため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるとして、同年6月7日までの60日間の開示決定等期間延長する旨を同年4月14日付で審査請求人宛てに通知した。

また、審査請求人は、同年4月22日、1通の開示請求書に上記の4月8日に開示請求したものと同一の行政文書のうち、計28件の行政文書を記載した別紙を添付して開示請求を行っている。これに対して、実施機関は、本件のほか審査請求人からの関連する開示請求事案が多数あり、これらに対する事務処理をする必要があるために決定期間内に開示決定等を行うことが著しく困難であるとして、この開示請求に対しても同じく、同年6月21日までの60日間の開示決定等期間延長する旨を同年5月9日付で審査請求人宛てに通知した。

この2件の開示請求（以下「先行する開示請求」という。）については、実施機関において、平成28年6月7日に一部開示決定等の決裁がなされ、同年7月8日市民情報センターにおいて閲覧による開示の実施を行う旨の一部開示決定通知書が同年6月23日付で作成され、審査請求人宛てに送付された。

(イ) 審査請求人は、先行する開示請求に対して実施機関が期間延長し、開示決定等を通知するまでの期間及び先行する開示請求に係る対象行政文書の閲覧による開示の実施を審査請求人に対して通知してから開示の実施が行われる前までの期間に、先行する開示請求の対象行政文書の全部又は一部と重複する行政文書を請求する内容の本件開示請求を以下のとおり繰り返し行っている。

平成28年5月6日13通計21件、同年5月23日13通計35件、同年5月25日12通計84件、同年5月30日3通計43件、同年6月3日1通計18件、同年6月7日14通計392件、同年6月10日14通計14件、同年6月20日21通計23件、同年7月4日6通計6件。以上の合計97通の開示請求書により、延べ636件の開示請求が行われた。

(ウ) 審査請求人と実施機関の間では、先行する開示請求に係る閲覧による開示の実施日時の調整についてやり取りがあり、最終的に平成28年7月7日に開示を実施することとなった。しかし、審査請求人は、その開示の実施の場において、対象行政文書をほとんど見ることなく、審査請求人が開示請求したのとは別の文書を実施機関が特定している等の従前からの自説の主張を行うことに終始した。

(エ) 本件開示請求に係る開示請求書には、審査請求人自らが、先行する開示請求と同一の行政文書の作成年度及び記号番号、文書の名称及び提出日付、文書件名等を記載したものに、多くの場合、職員に対する誹謗中傷、開示を督促する旨、実施機関の文書や業務等に対する審査請求人の主観的な評価・主張などの修飾する言葉（以下「審査請求人の主張等」という。）を付したうえで開示請求している。

これに対して、実施機関は、先行する開示請求において、開示請求書の記載から請求内容を解読して対象行政文書を特定し、開示等決定の決裁手続を行うまでの事務だけでも開示請求文書1件当たり少なくとも4時間程度の時間を要している。

本件開示請求においても、開示請求書に記載の行政文書の作成年度及び記号番号、文書の名称及び提出日付、文書件名等の情報に基づいて行政文書を特定し、開示等決定を行うに当たり同様の時間を要している。

(オ) 実施機関は、審査請求人から同一文書が対象と考えられる内容の開示請求を受けて、従前に対象行政文書として特定し、一部開示決定等をしているものについても本件開示請求の内容に含まれていること、従前に行った当該文書の開示の実施の際に、審査請求人から文書特定に相違があると主張された経緯があることを踏まえて、文書1から文書3までの開示請求全てに係る対象行政文書の特定について協力を依頼している。これに対して、審査請求人は文書1及び文書2の開示請求については補正に一切応じず、文書3については実施機関からの補正依頼に応じているものの、審査請求人から追加提出された補正文書では審査請求人の主張等が追記されて請求内容がさらに分かりにくい記載となっている。

(カ) 従前の開示請求等において、その対象行政文書に条例第7条第2項各号に規定する非開示とすべき情報が含まれる場合、実施機関は当該情報を非開示とす

る決定を行い、開示の実施に当たっては、当該非開示情報が記載された部分を黒く塗抹した対象行政文書の写しを作成するなどして開示を実施することとなる。しかしながら、審査請求人はほとんど閲覧することもなく非開示部分を塗抹したことについて実施機関が行政文書を偽造捏造したと主張するなどし、開示の実施を妨げた。

(キ) 先行する開示請求において、審査請求人は、何を求めているかは不明ではあるが、審査請求人の主張等を記載した開示請求書の記載どおりの文書件名で開示決定等がなされないのは実施機関が行った文書の特定が誤っていると主張している。本件開示請求においても同様の主張を繰り返している。

キ 上記カ(ア)から(キ)までのとおり認定された事実によれば、審査請求人による本件開示請求に係る一連の対応においては、①開示請求が平成28年5月6日から7月4日までの限られた間に、9回合計97通の開示請求書により、最大31件の行政文書について延べ636件も行われており、社会通念上考えられない間隔・頻度・回数で繰り返し行われていること(上記カ(イ))、②審査請求人が開示請求の対象行政文書の特定について補正に応じないなど実施機関へ協力しようとする姿勢が見られないこと(上記カ(ウ))、③実施機関が開示請求書の記載から分かる内容に基づき文書特定をしているにもかかわらず、審査請求人の主張等を記載した開示請求書の記載どおりの文書件名で開示決定等がなされないことをもって、補正にも応じず実施機関が行った文書の特定が誤っていると主張しているのみであること(上記カ(キ))、④同一の対象行政文書に係る過去の開示の実施にあたり、審査請求人が開示請求したものとは別の文書を実施機関が特定している等の自説を述べることに重きを置いて開示の実施を妨げていること(上記カ(ウ)、(カ)及び(キ))が認められる。

ク 以上のことから、実施機関においては、審査請求人からの一連の開示請求に対応するために上記カ(エ)のような膨大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、少なくとも本件開示請求を含む一連の「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件開示請求を含む一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

ケ したがって、本件開示請求は、情報公開制度の趣旨を著しく逸脱するものであって、権利の濫用に当たり、本項に該当する。

(5) 結論

以上のおり、実施機関が本件開示請求を条例第5条第2項に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1-1 答申第 1526 号の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示 請求 日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 欄又は別紙の記載	決定通 知日	決定内容		諮問日	審査請求文書 文書の概要	審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
				適用 条項等				
1	平成 28.6.20 (1)	平成 22 年 10 月 19 日開示請求した「平成 21 年度まち建道第 653 号建道第 1947 号にかかるとる道路審議票について（旭区白根 X 丁目）」平成 22 年 11 月 22 日付で開示された原議一式。開示決定通知書には標題文書資料の通数を算出記載した上で、写しの交付。	平成 28.7.5	非開示	平成 28.8.19	平成 21 年度まち建道第 653 号「建築基準法にかかるとる道路審議票について（旭区白根 X 丁目）」	既に文書は、裁判所、実施機関及び関係部署に配布されている情報であって、請求に際しては詳細をわかり易く弁じた上で請求している。非開示とすべき理由は全くないので、実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づき開示を実施されることが妥当と考える。	
				条例第 5 条第 3 項		建築基準法上の道路判定資料	審査請求人は、実施機関に対し、平成 28 年 4 月 8 日に 1 通（請求文書件数 31 件）及び同年 4 月 22 日に 1 通（請求文書件数 28 件）の開示請求を行った。開示決定に時間を要するため 60 日間の期間延長をし、同年 6 月 7 日に一部開示決定を行った。この間に審査請求人は、上記開示請求文書の一部又は全部と重複する請求を、5 月 6 日に 13 通計 21 件、5 月 23 日に 13 通計 35 件、5 月 25 日に 12 通計 84 件、5 月 30 日に 3 通計 43 件、6 月 3 日に 1 通計 18 件、6 月 7 日に 14 通計 392 件行った。さらに同年 6 月 10 日に 14 通計 14 件、6 月 20 日に 21 通計 23 件	



4	28.6.20 (4)	28.7.5	28.8.19	<p>28日付と建建道第2765号平成24年2月13日付建築道路課の保有する道路審議票旭区白根〇丁目（平成4年度）を指摘している。双方の資料等原議の開示を請求する。</p> <p>平成22年6月25日付開示請求した「建築基準法にかかると道路審議票について（旭区白根X丁目）（平成21年度まち建道第653号）」建建道第826号平成22年7月6日付で開示された原議一式。開示決定通知書には標題文書資料の通数を算出記載した上で、写しの交付。</p>	<p>非開示</p> <p>条例第5条第3項</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
5	28.6.20 (5)	28.7.5	28.8.19	<p>平成26年10月1日付け建建道第862号でお詫び申し上げたのは、平成4年に作成した道路審議票白根〇丁目91の偽造行為を建築基準法の判断の誤りがあったと文言で「お詫び」したではないか。建建道第862号の開示を請求する。平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部署長から返書を頂いた。文中の平成25年3月27日付第1回弁論準備で証拠書類（乙3）として提出したと言う。（乙3）文書原議一式の開示請求をする。開示決定通知書には標題等の全通数を算出し記載した上で、写しの交付。</p>	<p>非開示</p> <p>条例第5条第3項</p>	<p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>②平成26年度建建道第862号「平成26年9月15日付照会について（回答）」</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
6	28.6.20 (6)	28.7.5	28.8.19	<p>平成26年11月20日（建建道第1109号）、A建築局特定部署長殿の返書に「平成4年度道路審議票として添付文書不足」と指摘されたところ。それは偽造したから標題文書の組合せが都度違い指摘した資料を隠蔽される意。文書原議一式とは構成された文書全体の原議の意。平成4年度道路審議票として添付文書不足されない様原議文書一式の開示を求める。</p>	<p>非開示</p> <p>条例第5条第3項</p>	<p>道路審議票白根〇丁目91</p> <p>建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
7	28.6.20 (7)	28.7.5	28.8.19	<p>平成26年11月20日（建建道第1109号）、A建築局特定部署長殿の返書に「B様に閲覧頂き、その中からお選びになった…」云々とある。明らかに偽造と明示された文書を開示願っただけのことである。開示決定通知書を交付しないでは</p>	<p>非開示</p> <p>条例第5条第3項</p>	<p>道路審議票白根〇丁目91</p> <p>建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

8	28.6.20 (8)	ないか。「…お選びいただいた」と言われる文書原議の開示を請求する。 平成26年11月20日(建建道第1109号)、A建築局特定部署長殿の返書に「横浜地裁平成24年(ワ)第4628号慰謝料等損害賠償請求事件の平成25年3月27日第1回弁論準備で証拠書類(乙3)として提出し、判決において平成4年に作成されたものであることが認定されたとある。(乙3)はA4等8通の資料を隠蔽し、提出されたのはA4用紙2枚のみ、偽造と指摘した審議に急遽終結宣言されている。「乙3と隠蔽した資料原議一式」の開示を請求する。	28.7.5	非開示 条例第5条第3項	28.8.19	道路審議票白根○丁目91	同上		
9	28.6.20 (9)	平成26年11月20日(建建道第1109号)、A建築局特定部署長殿の返書に、作成年月日も無く存在しない事象に対し、「乙3の原議は…B4の資料を折って綴ったものです」と偽造を明示した。地図を貼り付けて偽造作成されていることは裁判所判事から見せて頂き確認している。「乙3の原議は…B4の資料を折って綴ったものです」の乙3原議及び其の資料原議一式の開示請求をする。	28.7.5	非開示 条例第5条第3項	28.8.19	道路審議票白根○丁目91	同上		
10	28.6.20 (10)	平成26年11月20日(建建道第1109号)、A建築局特定部署長殿は、偽造し資料も隠蔽した文書が、裁判で認定されたと言うが、平成26年11月26日市民情報室で、これが平成4年に作成した道路審議票の「原議」だと言って開示されたが、裁判で確定される必要はないか。矛盾しているので①認定されていない方の文書と②資料双方の原議一式の開示を求める。	28.7.5	非開示 条例第5条第3項	28.8.19	道路審議票白根○丁目91	同上		
11	28.6.20 (11)	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特定部署長A殿から返書を頂いた。文中の「平成4年度道路審議票は偽造が明らかであるが、偽造では無いと言う年月日	28.7.5	非開示	28.8.19	道路審議票白根○丁目91	同上		

		等を指摘事項が記入された該当文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題文書資料の通数を算出記載した上で、写しの交付。				建築基準法上の道路判定資料	同上
12	28.6.20 (12)	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A建築局特定部部長からの返書に、『その都度証拠を作るのだよ。』と、B特定課課長に言わせた。新しい事実が判明した場合は、改めて道路審議票を作ることを説明したものですとの言質。「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根○丁目(平成4年度)は廃止したと詭弁を言われるが、新しい道路審議票の開示を請求する。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかるとして(旭区白根X丁目)」	同上
13	28.6.20 (13)	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A建築局特定部部長からの返書には、『道が無いから公道行き止まり』と道路局の表示塔が有る。平成4年当時も石垣。何処に区域があるのか根拠文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題文書資料の通数を算出記載した上で写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかるとして(旭区白根X丁目)」	同上
14	28.6.20 (14)	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A建築局特定部部長からの返書には「他の部署に相違付した件について・・・」と正当化を謀っているが①、請求者の個人情報90通を無修正で送付したことを指摘している。②平成20年弁護士からの・・・」云々の虚言を言われている『冒頭の裁判で、横浜弁護士会からの依頼だと証言された。③弁護士法第23条2の第2項にだから拒否できないと採決されている。「横浜弁護士会長からの依頼文書」を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	平成22年9月2日弁護士からの照会書 弁護士からの照会	同上

15	28.6.20 (15)	平成24年1月30日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」(建第2765号)は、平成24年2月14日に、建築道路課が開示されたが偽造文書だと指摘し、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課との合作にて一部開示されたと判明した。「建築情報相談課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書に正確に通数を記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	道路審議票白根〇丁目91 建築基準法上の道路判定資料	同上
16	28.6.20 (16)	平成24年1月30日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」(建第2765号)は、平成24年2月14日に、建築道路課が開示されたが偽造文書だと指摘し、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課との合作にて一部開示されたと判明した。「建築道路課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書には正確に通数を記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	道路審議票白根〇丁目91 建築基準法上の道路判定資料	同上
17	28.6.20 (17)	平成24年1月30日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」(建第2929号)は、平成24年2月28日に、建築道路課が開示されたが偽造文書だと指摘し、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課との合作にて一部開示されたと判明した。「建築情報相談課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書に正確に通数を記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	道路審議票白根〇丁目91 建築基準法上の道路判定資料	同上
18	28.6.20 (18)	平成24年1月30日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」(建第2929号)は、平成24年2月28日に、建築道路課が開	28.7.5	非開示	28.8.19	道路審議票白根〇丁目91	同上

19	28.6.20 (19)	示されたが偽造文書だと指摘し、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課との合作にて一部開示されたと判明した。「建築道路課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書には正確に通数を記載した上で、写しの交付。 平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部部長殿の返書に、「・・・南側の公道とある。」何処から何処までが公道なのかを明示した文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	建築基準法上の道路判定資料 平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」 建築基準法上の道路判定資料	同上
20	28.6.20 (20)	平成26年12月13日付の請求文書に対し、A横浜市建築局特定部部長から返書を頂いた。文中の『当該部分は通行可能なため生活道路として使用されている』と記載がある。当該部分とは何処か。また、何処からどこまでか。係長時の忘れてしまったかのか。この様な状況下でも遡って現地を確認されていないか。それぞれについて明示された文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	建築基準法上の道路判定資料 平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」 建築基準法上の道路判定資料	同上
21	28.6.20 (21)	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局特定部部長からの返書に、「2項道路として確認を受けている。」とある。2項道路では無いことを100も承知しているにも関わらず、平成4年7月7日に誓約書を見て謝罪したのを忘れたのか。「2項道路として確認を受けている。」との文書の開示を請求する。	28.7.5	非開示 条例第5 条第3項	28.8.19	建築基準法上の道路判定資料 平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」 建築基準法上の道路判定資料	同上

別表1-2 答申第1527号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請求 日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄 又は別紙の記載	決定通 知日	決定内容		諮問日	審査請求文書 文書の概要	審査請求人の主な請求趣旨	
				決定内容	適用条項等			実施機関の主な説明趣旨	審査請求に係る処分を取り消し、請求通り開示をすることを求める。(審査請求人の請求行為及び内容は、実施機関が述べる濫用行為に該当しない。)
1	平成 28.5.23 (1)	①道路審議票白根○丁目91  実施機関が上記に指示記載した文書は、その一部などと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記載された文書に基づいた文書を開示されるよう指摘し、開示請求をする。 ①実施機関が弁護士会から依頼受けしたと言う「弁護士法の権利及び義務と色塗りで明示した文書」(名称不詳・通数不詳) ②横浜弁護士会から照会を受けたと云われる文書(名称不詳)6点あると言う原議一式。	平成 28.7.12	非開示	平成 28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成22年9月2日弁護士からの照会書	審査請求に係る処分を取り消し、請求通り開示をすることを求める。(審査請求人の請求行為及び内容は、実施機関が述べる濫用行為に該当しない。)	審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨	
				条例第5 条第3項		①建築基準法上の道路判定資料 ②弁護士からの照会	審査請求人は、実施機関に対し、平成28年4月8日に1通(請求文書件数31件)及び同年4月22日に1通(請求文書件数28件)の開示請求を行った。上記2通の請求については文書を特定し6月7日に一部開示決定を行い(請求人が6月中の開示実施の調整に応じず、請求人の意向により)7月7日に開示を実施した。 この様な経緯がある一方、上記開示請求文書の一部又は全部と重複する請求を、5月6日に13通計21件、5月23日に13通計35件、5月25日に12通計84件、5月30日に3通計43件、6月3日に1通計18件、6月7日に14通計392件行った。さらに同年6月10日に14通計14件、6月20日に21通計23件、7月4日に6通計6件の開示請求を行った。(5月6		

							日から7月4日までの請求は、全97通、636件) 本件請求により、実施機関の事務処理量は膨大となり、通常業務の遂行を停滞させている。また審査請求人は、一連の開示請求にかかる文書特定の補正に応ずることがなく、実施機関へ協力する責務を果たさず、不適正な行為を繰り返した。以上のことから、審査請求人が開示請求を行う目的が行政文書の閲覧や写しの交付ではないことが明確なため。
							①道路審議票白根〇丁目91 ②平成23年度建道第2765号「横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ③平成23年度建道第2929号「横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 同上
							①建築基準法上の道路判定資料 ②同上 ③弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料 同上
							①平成22年度建道第1947号「横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示に
							①道路審議票白根〇丁目91 その一部などと懈怠の為に誘導している。請求書には詳細に記載してある。其の文書に基づき文書開示をされるよう指摘し、下記文書も請求をする。 1. 実施機関が建道第2929号平成24年2月28日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」通知書含め11通の開示。 2. 1項の文書資料を2週間の間に取り換えて隠蔽に処する前の文書。 3. 建道第2765号平成24年2月13日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)文書原議一式。
2	28.5.23 (2)		非開示	28.11.2			同上
3	28.5.23 (3)		非開示	28.11.2			同上

4	28.5.23 (4)	<p>の総合的な推進を図っています。」には故意の遅延は謳われていない。実施機関が上記に指示記載した文書は、その一部などと懈怠の為に誘導している。請求書には詳細に記載してある。其の文言に基づき文書開示をされるよう指摘し、下記文書も請求をする。</p> <p>① 建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票（旭区白根 X 丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）（通知書含め 21 通）」</p> <p>② 平成 26 年度建建道第 1010 号 実施機関が上記に指示記載した文書は、その一部などと懈怠業務へと誘導している。請求書には詳細に記載してある、其の文言に基づき文書開示をされるよう指摘し、下記文書も請求をする。</p> <p>① 『平成 4 年度道路審議票白根 X 丁目（○丁目）91』は偽造文書と指摘され、実施機関は資料 18 通を全部取り換えと付け替えて隠蔽された文書。及び、隠蔽する前の『平成 4 年道路審議票白根 X 丁目（○丁目）91』文書原議一式。</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>ついて」</p> <p>② 平成 24 年度建建道第 826 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>① 建築基準法上の道路判定資料 ② 弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料等</p> <p>① 道路審議票白根○丁目 91 ② 平成 26 年度建建道第 1010 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について」</p>	同上
5	28.5.23 (5)	<p>⑦ 平成 24 年度建建道第 826 号 実施機関が上記に指示記載した文書。の他に下記の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付「平成 21 年度まち建道第 653 号）建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根 X 丁目）」の資料を差し替え隠蔽した文書原議一式。横浜市の保有する情報の公開に関する、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障し、情報公開の総合的な推進を図っています。」は故意に遅らせた上で開示とは謳っていない。</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>① 平成 22 年度建建道第 1947 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>② 平成 24 年度建建道第 826 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>① 建築基準法上の道路判定資料 ② 弁護士からの照会及び回答、建築</p>	同上

6	28.5.23 (6)	<p>①道路審議票白根○丁目 91 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記 載されている文言に基づいた文書を開示さるよう願います。 ①平成 4 年に元特定課課長 A 殿が建築課係長時の失態を、後任 係長（現特定部部長）B 殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付 ②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希 望により写しの交付。</p>	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	<p>①道路審議票白根○丁目 91 ②平成 22 年建設道第 1677 号「不 法行為等による慰謝料請求事件に かかる照会書について（回答）」</p> <p>①建築基準法上の道路判定資料 ②弁護士への回答</p>	同上	基準法上の道路判定資料等	同上
7	28.5.23 (7)	<p>⑩平成 23 年度建設道第 2334 号 ⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書 ㉔平成 22 年建設道第 1677 号 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記 載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。 ①平成 4 年に元特定課課長 A 殿が建築課係長時の失態を、後任 係長（現特定部部長）B 殿の謝罪文書（名不詳）。写しの交付 ②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希 望により写しの交付。</p>	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	<p>①平成 23 年度建設道第 2334 号「平 成 23 年 12 月 6 日付照会について （回答）」 ②平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの 照会書 ③平成 22 年度建設道第 1677 号「不 法行為等による慰謝料請求事件に 係る照会書について（回答）」</p> <p>①市民からの照会に対する回答の 伺 ②弁護士からの照会 ③弁護士への回答</p>	同上	基準法上の道路判定資料等	同上
8	28.5.23 (8)	<p>㉔道路審議票白根○丁目 26 ㉔道路審議票白根○丁目 92 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記 載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>①道路審議票白根○丁目 26 ②道路審議票白根○丁目 92 ③平成 22 年建設道第 1677 号「不 法行為等による慰謝料請求事件に かかる照会書について（回答）」</p>	同上	基準法上の道路判定資料等	同上

9	28.5.23 (9)	<p>①平成4年に元特定課課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希望により写しの交付。</p> <p>⑩平成23年度建建道第2334号</p> <p>⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書</p> <p>実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部などとして実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p> <p>①平成4年に元特定課課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希望により写しの交付。</p>	28.7.12	<p>非開示</p> <p>28.11.2</p>	<p>28.11.2</p> <p>非開示</p> <p>28.11.2</p>	<p>①平成23年度建建道第2334号「平成23年12月6日付照会について（回答）」</p> <p>②平成22年9月2日弁護士からの照会書</p> <p>③平成22年建建道第1677号「不法行為等による慰謝料請求事件にかかる照会書について（回答）」</p> <p>①市民からの照会に対する回答の伺</p> <p>②弁護士からの照会</p> <p>③弁護士への回答</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②同上</p> <p>③弁護士への回答</p>	同上
10	28.5.23 (10)	<p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部などとして実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p> <p>①平成4年に元特定課課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希望により写しの交付。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、市民の知る権利の尊重と、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障し、情報公開の総合的な推進を図ってまいります。」の通り反故や不開示等の無いような実践を願う。</p>	28.7.12	<p>非開示</p> <p>28.11.2</p>	<p>28.11.2</p> <p>非開示</p> <p>28.11.2</p>	<p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>②平成22年建建道第1677号「不法行為等による慰謝料請求事件にかかる照会書について（回答）」</p> <p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②弁護士への回答</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②同上</p> <p>③弁護士への回答</p>	同上

11	28.5.23 (11)	<p>⑥平成 23 年度建道第 2929 号 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記 載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p> <p>①平成 4 年に元特定課課長 A 殿が建築課係長時の失態を、後任 係長（現特定部部长）B 殿の謝罪文書（名不詳）。写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希 望により写しの交付。</p>	28.7.12	<p>非開示</p> <p>条例第 5 条第 3 項</p>	28.11.2	<p>①平成 23 年度建道第 2929 号「横 浜市の保有する情報の公開に関す る条例に基づく行政文書の開示に ついて」</p> <p>②平成 22 年度建道第 1677 号「不 法行為等による慰謝料請求事件に かかる照会書について（回答）」</p> <p>①弁護士からの照会及び回答、建築 基準法上の道路判定資料</p> <p>②弁護士への回答</p>	同上
12	28.5.23 (12)	<p>⑤平成 23 年度建道第 2765 号 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記 載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p> <p>①平成 4 年に元特定課課長 A 殿が建築課係長時の失態を、後任 係長（現特定部部长）B 殿の謝罪文書（名不詳）。写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希 望により写しの交付。「横浜市の保有する情報の公開に関する 条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。）を制定し、市民の知 る権利の尊重と、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも 保障し・情報公開の総合的な推進を図っています。」の通り 反故や不開示等の無いような実践を願う。</p>	28.7.12	<p>非開示</p> <p>条例第 5 条第 3 項</p>	28.11.2	<p>①平成 23 年度建道第 2765 号「横 浜市の保有する情報の公開に関す る条例に基づく行政文書の開示に ついて」</p> <p>②平成 22 年度建道第 1677 号「不 法行為等による慰謝料請求事件に かかる照会書について（回答）」</p> <p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②弁護士への回答</p>	同上
13	28.5.23 (13)	<p>④平成 22 年度建道第 1947 号 ⑤平成 23 年度建道第 2765 号 ⑥平成 23 年度建道第 2929 号 ⑦平成 24 年度建道第 826 号 ⑧平成 26 年度建道第 937 号 実施機関が上記に指示記載した文書は同類名称やその一部な</p>				<p>①平成 22 年度建道第 1947 号「横 浜市の保有する情報の公開に関す る条例に基づく行政文書の開示に ついて」</p> <p>②平成 23 年度建道第 2765 号「横 浜市の保有する情報の公開に関す</p>	同上

14	28.6.7 (1)	<p>どと実施機関に利便な文書に誘導している。請求書に詳細に記載されている文言に基づいた文書を開示されるよう願います。</p> <p>①平成4年に元特定課課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部部長）B殿の謝罪文書（名不詳）。写しの交付</p> <p>②横浜弁護士会の依頼で回答したと言う文書一式の閲覧後希望により写しの交付。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、市民の知る権利の尊重と、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障し・情報公開の総合的な推進を図っていただきます。」の実践を願う。</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>る条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>③平成23年度建道第2929号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>④平成24年度建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤平成26年度建道第937号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑥平成22年建道第1677号「不法行為等による慰謝料請求事件にかかる照会書について（回答）」</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②同上</p> <p>③弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料</p> <p>④弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料等</p> <p>⑤開示請求にかかる決定等の伺</p> <p>⑥弁護士への回答</p> <p>同上</p>	<p>① 道路審議票白根〇丁目 91</p> <p>② 平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票</p>	<p>開示請求を反故、不開示、非開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記</p>
----	---------------	---	---------	-----	---------	---	---	--	--

	<p>別紙の通り開示請求をする。</p> <p>①建建道第 295 号平成 28 年 6 月 2 日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>②平成 4 年道路審議票白根 X 丁目（0 丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>①道路審議票白根○丁目 91②平成 21 年度まち建道第 653 号③平成 21 年度まち建道第 653 号④平成 22 年度建建道第 1947 号⑤平成 23 年度建建道第 2765 号⑥平成 23 年度建建道第 2929 号⑦平成 24 年度建建道第 826 号⑧平成 26 年度建建道第 937 号⑨平成 24 年度建建道第 338 号⑩平成 23 年度建建道第 2334 号⑭平成 24 年度建建道第 827 号⑮開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）⑯平成 26 年度建建道第 1616 号⑰平成 27 年度建建道第 114 号⑱平成 23 年度建建道第 1912 号⑲平成 27 年度建建道第 337 号⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書㉑平成 22 年度建建道第 1569 号㉒平成 26 年度建建道第 862 号㉓道路審議票白根○丁目 44㉔道路審議票白根○丁目 26㉕開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）㉖道路審議票白根○丁目 90㉗道路審議票白根○丁目 92㉘道路審議票白根○丁目 25㉙平成 26 年度建建道第 1010 号㉚平成 27 年度建建道第 66 号㉛平成 22 年度建建道第 1677 号</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>について」（旭区白根 X 丁目）のうち紙添付資料</p> <p>③ 平成 21 年度まち建道第 653 号「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根 X 丁目）」</p> <p>④ 平成 22 年度建建道第 1947 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤ 平成 23 年度建建道第 2765 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑥ 平成 23 年度建建道第 2929 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑦ 平成 24 年度建建道第 826 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑧ 平成 26 年度建建道第 937 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑨ 平成 24 年度建建道第 338 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示に</p>
--	---	---------	-----	---------	--



				<p>件に係る照会について（照会）」</p> <p>⑲ 平成 26 年建建道第 862 号「平成 26 年 9 月 15 日付照会について（回答）」</p> <p>⑳ 道路審議票白根○丁目 44</p> <p>㉑ 道路審議票白根○丁目 26</p> <p>㉒ 開示請求書（平成 2 年 6 月 26 日）</p> <p>㉓ 道路審議票白根○丁目 90</p> <p>㉔ 道路審議票白根○丁目 92</p> <p>㉕ 道路審議票白根○丁目 25</p> <p>㉖ 平成 26 年度建建道第 1010 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について」</p> <p>㉗ 平成 27 年度建建道第 66 号「市民から問い合わせに対する回答について」</p> <p>㉘ 平成 22 年建建道第 1677 号「不法行為等による慰謝料請求事件にかかる照会書について（回答）」</p>	
	<p>条例第 5 条第 3 項</p>			<p>① 建築基準法上の道路判定資料</p> <p>② 同上</p> <p>③ 同上</p> <p>④ 同上</p> <p>⑤ 同上</p> <p>⑥ 弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p>





16	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第 297 号平成 28 年 6 月 2 日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成 4 年道路審議票白根 X 丁目（0 丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目 91②平成 21 年度まち建道第 653 号③平成 21 年度まち建道第 653 号④平成 22 年度建建道第 1947 号⑤平成 23 年度建建道第 2765 号⑥平成 23 年度建建道第 2929 号⑦平成 24 年度建建道第 826 号⑧平成 26 年度建建道第 937 号⑨平成 24 年度建建道第 338 号⑩平成 23 年度建建道第 2334 号⑭平成 24 年度建建道第 827 号⑮開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）⑯平成 26 年度建建道第 1616 号⑰平成 27 年度建建道第 114 号⑱平成 23 年度建建道第 1912 号⑲平成 27 年度建建道第 337 号⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書㉑平成 22 年度建建道第 1569 号㉒平成 26 年度建建道第 862 号㉓道路審議票白根○丁目 44㉔道路審議票白根○丁目 26㉕開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）㉖道路審議票白根○丁目 90㉗道路審議票白根○丁目 92㉘道路審議票白根○丁目 25㉙平成 26 年度建建道第 1010 号㉚平成 27 年度建建道第 66 号㉛平成 22 年度建建道第 1677 号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (3)	<p>28.7.12</p> <p>28.11.2</p> <p>条例第 5 条第 3 項</p>	同上	同上	同上

17	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>建建道第298号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>②平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>①道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (4)	<p>28.7.12</p> <p>28.11.2</p>	<p>条例第5 条第3項</p>	同上	同上

18	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、・・・行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>建建道第307号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>②平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>①道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (5)	<p>28.7.12</p> <p>28.11.2</p>	<p>条例第5 条第3項</p>	同上	同上

19	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、・・・行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第 299 号平成 28 年 6 月 2 日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成 4 年道路審議票白根 X 丁目（0 丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目 91②平成 21 年度まち建道第 653 号③平成 21 年度まち建道第 653 号④平成 22 年度建建道第 1947 号⑤平成 23 年度建建道第 2765 号⑥平成 23 年度建建道第 2929 号⑦平成 24 年度建建道第 826 号⑧平成 26 年度建建道第 937 号⑨平成 24 年度建建道第 338 号⑩平成 23 年度建建道第 2334 号⑭平成 24 年度建建道第 827 号⑮開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）⑯平成 26 年度建建道第 1616 号⑰平成 27 年度建建道第 114 号⑱平成 23 年度建建道第 1912 号⑲平成 27 年度建建道第 337 号⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書㉑平成 22 年度建建道第 1569 号㉒平成 26 年度建建道第 862 号㉓道路審議票白根○丁目 44㉔道路審議票白根○丁目 26㉕開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）㉖道路審議票白根○丁目 90㉗道路審議票白根○丁目 92㉘道路審議票白根○丁目 25㉙平成 26 年度建建道第 1010 号㉚平成 27 年度建建道第 66 号㉛平成 22 年度建建道第 1677 号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (6)	<p>28.7.12</p> <p>28.11.2</p>	<p>条例第 5 条第 3 項</p>	同上	同上

20	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第300号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (7)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

21	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第 301 号平成 28 年 6 月 2 日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成 4 年道路審議票白根 X 丁目（0 丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目 91②平成 21 年度まち建道第 653 号③平成 21 年度まち建道第 653 号④平成 22 年度建建道第 1947 号⑤平成 23 年度建建道第 2765 号⑥平成 23 年度建建道第 2929 号⑦平成 24 年度建建道第 826 号⑧平成 26 年度建建道第 937 号⑨平成 24 年度建建道第 338 号⑩平成 23 年度建建道第 2334 号⑭平成 24 年度建建道第 827 号⑮開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）⑯平成 26 年度建建道第 1616 号⑰平成 27 年度建建道第 114 号⑱平成 23 年度建建道第 1912 号⑲平成 27 年度建建道第 337 号⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書㉑平成 22 年度建建道第 1569 号㉒平成 26 年度建建道第 862 号㉓道路審議票白根○丁目 44㉔道路審議票白根○丁目 26㉕開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）㉖道路審議票白根○丁目 90㉗道路審議票白根○丁目 92㉘道路審議票白根○丁目 25㉙平成 26 年度建建道第 1010 号㉚平成 27 年度建建道第 66 号㉛平成 22 年度建建道第 1677 号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (8)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

22	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 建建道第302号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (9)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

23	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>② 建建道第303号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (10)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

24	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>② 建道第304号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建道第1947号⑤平成23年度建道第2765号⑥平成23年度建道第2929号⑦平成24年度建道第826号⑧平成26年度建道第937号⑨平成24年度建道第338号⑩平成23年度建道第2334号⑭平成24年度建道第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建道第1616号⑰平成27年度建道第114号⑱平成23年度建道第1912号⑲平成27年度建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建道第1569号㉒平成26年度建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建道第1010号㉚平成27年度建道第66号㉛平成22年度建道第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (11)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

25	<p>開示請求を反故、不開示、不開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>② 建第305号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について（依頼）の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>② 平成4年道路審議票白根X丁目（0丁目）91）別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>（別紙）</p> <p>① 道路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建第653号③平成21年度まち建第653号④平成22年度建第1947号</p> <p>⑤ 平成23年度建第2765号⑥平成23年度建第2929号⑦平成24年度建第826号⑧平成26年度建第937号⑨平成24年度建第338号⑩平成23年度建第2334号⑭平成24年度建第827号⑮開示請求書（平成27年3月9日）⑯平成26年度建第1616号⑰平成27年度建第114号⑱平成23年度建第1912号⑲平成27年度建第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建第1569号㉒平成26年度建第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書（平成27年6月26日）㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建第1010号㉚平成27年度建第66号㉛平成22年度建第1677号</p>	非開示	同上	同上
28.6.7 (12)	28.7.12	28.11.2	同上	同上

26	<p>開示請求を反故、不開示、不開示、非開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記別紙の通り開示請求をする。</p> <p>① 別紙</p> <p>② 平成 4 年道路審議票白根 X 丁目 (0 丁目) 91) 別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>③ ①道路審議票白根○丁目 91②平成 21 年度まち建道第 653 号③平成 21 年度まち建道第 653 号④平成 22 年度建道第 1947 号⑤平成 23 年度建道第 2765 号⑥平成 23 年度建道第 2929 号⑦平成 24 年度建道第 826 号⑧平成 26 年度建道第 937 号⑨平成 24 年度建道第 338 号⑩平成 23 年度建道第 2334 号⑪平成 24 年度建道第 827 号⑫開示請求書 (平成 27 年 3 月 9 日) ⑬平成 26 年度建道第 1616 号⑭平成 27 年度建道第 114 号⑮平成 23 年度建道第 1912 号⑯平成 27 年度建道第 337 号⑰平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書⑱平成 22 年度建道第 1569 号⑲平成 26 年度建道第 862 号⑳道路審議票白根○丁目 44㉑道路審議票白根○丁目 26㉒開示請求書 (平成 27 年 6 月 26 日) ㉓道路審議票白根○丁目 90㉔道路審議票白根○丁目 92㉕道路審議票白根○丁目 25㉖平成 26 年度建道第 1010 号㉗平成 27 年度建道第 66 号㉘平成 22 年度建道第 1677 号</p>	<p>非開示</p> <p>28.7.12</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
27	<p>開示請求を反故、不開示、不開示、非開示では「横浜市の保有する情報の公開に関する条例、…行政文書の開示を求める権利を保障し情報公開の総合的な推進を図っています。」に基づき、下記</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

28	28.6.10 (1)	<p>別紙の通り開示請求をする。</p> <p>②建建道第311号平成28年6月2日付け開示請求書の補正について(依頼)の参考と記載表示し名称と共に、文書番号等一覧と記載の別添全文書と捏造と指摘され一表から隠蔽された</p> <p>②平成4年道路審議票白根X丁目(0丁目)91)別添全文書閲覧後、必要により写しを希望する。</p> <p>(別紙)</p> <p>①路審議票白根○丁目91②平成21年度まち建道第653号③平成21年度まち建道第653号④平成22年度建建道第1947号⑤平成23年度建建道第2765号⑥平成23年度建建道第2929号⑦平成24年度建建道第826号⑧平成26年度建建道第937号⑨平成24年度建建道第338号⑩平成23年度建建道第2334号⑭平成24年度建建道第827号⑮開示請求書(平成27年3月9日)⑯平成26年度建建道第1616号⑰平成27年度建建道第114号⑱平成23年度建建道第1912号⑲平成27年度建建道第337号⑳平成22年9月2日弁護士からの照会書㉑平成22年度建建道第1569号㉒平成26年度建建道第862号㉓道路審議票白根○丁目44㉔道路審議票白根○丁目26㉕開示請求書(平成27年6月26日)㉖道路審議票白根○丁目90㉗道路審議票白根○丁目92㉘道路審議票白根○丁目25㉙平成26年度建建道第1010号㉚平成27年度建建道第66号㉛平成22年度建建道第1677号</p> <p>平成22年10月19日開示請求した「平成21年度まち建道第653号建建道第1947号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」平成22年11月22日付けで開示された原議一式。開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>同上</p> <p>同上</p>	
28	28.6.10 (1)	<p>同上</p> <p>同上</p>	28.7.12	非開示	28.11.2	<p>平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」</p> <p>建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

29	28.6.10 (2)	平成 22 年 6 月 25 日付開示請求した「建築基準法にかかるとする道路審議票について（旭区白根 X 丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」建道第 826 号平成 22 年 7 月 6 日付で開示された原議一式。一部開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 24 年度建道第 826 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料	同上
30	28.6.10 (3)	平成 24 年 1 月 30 日付開示請求した建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）建道第 2765 号平成 24 年 2 月 13 日開示された原議一式のうち、建築道路課が一部開示された部位及び部分の文書の開示請求をする。一部開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	道路審議票白根〇丁目 91 建築基準法上の道路判定資料	同上
31	28.6.10 (4)	平成 24 年 2 月 14 日開示請求した。建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付で開示された原議一式のうち、建築道路課が一部開示された部位及び部分の開示請求をする。一部開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 23 年度建道第 2929 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料	同上
32	28.6.10 (5)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「平成 4 年度道路審議票・・・これまで一貫して・・・隠蔽の事実もありません。」とのことであるが、上述の（乙 3）隠蔽されている。隠蔽文書 10 通の原議一式を開示請求する。開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	道路審議票白根〇丁目 91 建築基準法上の道路判定資料	同上
33	28.6.10 (6)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「平成 4 年度道路審議票は偽造が明らかであるが、偽造では無いと言いう年月日等指摘事項が記入された該当文書の開示請求をする。開示決定通知書	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	道路審議票白根〇丁目 91 建築基準法上の道路判定資料	同上

34	28.6.10 (7)	に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。 平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特 定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「2 項道路」として確 認を受けていると記載した公道とは、何処からどこまでかを明 示した文書の開示を請求する。開示決定通知書に標題の通数を 算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 21 年度まち建道第 653 号「建 築基準法にかかる道路審議票につ いて（旭区白根 X 丁目）」 建築基準法上の道路判定資料	同上						
35	28.6.10 (8)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特 定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「旭区白根特定番地南 側に存在する公道・・・」と言われる部位を明示した文書の開示を 請求する。開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、 写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 21 年度まち建道第 653 号「建 築基準法にかかる道路審議票につ いて（旭区白根 X 丁目）」 建築基準法上の道路判定資料	同上						
36	28.6.10 (9)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特 定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「当該部分は通行可能 なため生活道路として使用されている。」記載がある。当該部 分とは何処かを明示した文書の開示を請求する。開示決定通知 書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 21 年度まち建道第 653 号「建 築基準法にかかる道路審議票につ いて（旭区白根 X 丁目）」 建築基準法上の道路判定資料	同上						
37	28.6.10 (10)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特 定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の「再調査の結果・・・」と ある文書原議一式の開示請求をする。開示決定通知書に標題の 通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	平成 21 年度まち建道第 653 号「建 築基準法にかかる道路審議票につ いて（旭区白根 X 丁目）」 建築基準法上の道路判定資料	同上						
38	28.6.10 (11)	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特 定部部長 A 殿から返事を頂いた。文中の平成 25 年 3 月 27 日第 1 回弁論準備で証拠書類（乙 3）として提出したと言う（乙 3） 文書原議一式。開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上 で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第 5 条第 3 項	28.11.2	道路審議票白根○丁目 91 建築基準法上の道路判定資料	同上						

39	28.6.10 (12)	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、横浜市建築局特定部長A殿から返事を頂いた。文中の平成25年3月27日第1回弁論準備で証拠書類(乙3)として提出したと言う(乙3)文書原議一式。開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	道路審議票白根○丁目91	同上
40	28.6.10 (13)	平成24年1月30日開示請求した建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目(平成4年度)建道第2765号平成24年2月13日付開示請求された原議一式のうち、情報相談課が一部開示に協力された部位及び部分の文書の開示請求をする。一部開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	平成23年度建道第2765号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目91	同上
41	28.6.10 (14)	平成24年2月14日開示請求した建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目(平成4年度)建道第2929号平成24年2月28日付で開示された原議一式のうち、情報相談課が一部開示された部位及び部分の文書の開示請求をする。一部開示決定通知書に標題の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	平成23年度建道第2929号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目91	同上
42	28.7.4 (1)	平成24年1月30日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目(平成4年度)」(建道第2765号)は、平成24年2月14日に、建築道路課が開示されたが偽造文書だと指摘し、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課の合作にて一部開示されたことが判明した。「建築道路課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書には正確に通数を記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」のうち紙添付資料	同上

43	28.7.4 (2)	平成24年2月14日に建築道路課が開示された道路審議票は偽造文書だと指摘した。建築情報相談課と建築道路課の合作にて一部開示されたことが判明した。「建築情報相談課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。一部開示決定通知書には正確に通数を記載した上で、写しの交付。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」のうち紙添付資料 ①建築基準法上の道路判定資料 ②同上	同上
44	28.7.4 (3)	(建建道第1109号)平成26年11月20日A横浜市建築局特定部部長殿は返書で、偽造し資料も隠蔽した乙3文書が、裁判で認定されたと言うが、平成26年11月12日市民情報室で、これが平成4年に作成した道路審議票「原議」だと言って開示されたが、裁判で認定される必要はない。矛盾している。①認定されていない文書と資料双方の原議一式の開示を求める。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」のうち紙添付資料 ①建築基準法上の道路判定資料 ②同上	同上
45	28.7.4 (4)	A殿は新築時、係長として現場で建築申請書を確認しているが(建建道第1109号)平成26年11月20日付横浜市建築局特定部部長A殿の返書は、「横浜地裁平成24年(ワ)第4628号慰謝料等損害賠償請求事件の平成25年3月27日第1回弁論準備で証拠書類(乙3号証)は作成年月日が無く偽造されたが、乙3に偽造する前の文書の原議一式の開示を求める。	28.7.12	非開示 条例第5 条第3項	28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」のうち紙添付資料 ①建築基準法上の道路判定資料 ②同上	同上
46	28.7.4 (5)	(建建道第1109号)平成26年11月20日A建築局特定部部長殿からの返書に「横浜地裁平成24年(ワ)第4628号慰謝料等損害賠償請求事件の平成25年3月27日第1回弁論準備で証拠書類(乙3)として提出し、判決において平成4年に作成したものであることが認定されているとある。(乙3)は提出され	28.7.12	非開示	28.11.2	①道路審議票白根○丁目91 ②平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」のうち紙添付資料	同上



別表 1 - 3 答申第 1528 号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請求日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載	決定通 知日	決定内容 適用条項等	諮問日	審査請求文書		審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
						文書の概要		
1	平成 28.5.6 (1)	<p>1、建建道第 2765 号 H24 年 2 月 13 日付、建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)文書(通知書 含め 18 通)原議一式 2、同上第 2929 号 H24 年 2 月 28 日付 同上文書(通知書含め 11 通)原議一式 3、建建道第 1947 号 H22 年 11 月 2 日付(平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかるとかかる道路審議票について(旭区白根 X 丁目)文書(通知書含め 43 通)原議一式 4、同上第 826 号 H24 年 7 月 6 日付建築基準法にかかるとかかる道路審議票について(旭区白根 X 丁目)(平成 21 年度まち建道第 653 号)文書(通知書含め 21 通)原議一式 5、開示通知書(建建道第 937 号</p> <p>【補正後】 平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は、補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとあるが、自ら発出の「建建道第 545 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書別紙には特定されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させた。速やかに開示されるよう督促する。</p> <p>1 建建道第 2765 号(平成 24 年 2 月 13 日付建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)文書(通知書含め 18 枚)原議一式 2 建建道第 2929 号(平成 24 年 2 月 28 日付建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)文書(通知書含め 11 枚)原議一式 3 建建道第 1947 号(平成 24 年 12 月 2 日付平成 21 年度まち建道第 653 号)建築基準法にかかるとかかる道路審議票について(旭区白根 X 丁目)</p>	平成 28.7.26	非開示		<p>①平成 22 年度建建道第 1947 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>②平成 23 年度建建道第 2765 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>③平成 23 年度建建道第 2929 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>④平成 24 年度建建道第 826 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤平成 24 年度建建道第 937 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	<p>審査請求に係る処分を取り消し、請求通り開示をすることを求める。(審査請求人の請求行為及び内容は、実施機関が述べる濫用行為に該当しない。)</p> <p>審査請求人は、実施機関に対し、平成 28 年 4 月 8 日に 1 通(請求文書件数 31 件)及び同年 4 月 22 日に 1 通(請求文書件数 28 件)の開示請求を行った。上</p>	

	<p>文書（通知書含め43枚 原議一式 4 建建道第826号（平成24年7月6日付建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根X丁目）平成21年度まち建道第653号文書（通知書含め21枚原議一式 5・建建道第937号開示通知書の請求文書未開示の督促請求である。</p>			<p>④同上 ⑤開示請求に対する決定等の向</p>	<p>記2通の請求については文書を特定し6月7日に一部開示決定を行い（請求人が6月中の開示実施の調整に応じず、請求人の意向により）7月7日に開示を実施した。この様な経緯がある一方、上記開示請求文書の一部又は全部と重複する請求を、5月6日に13通計21件、5月23日に13通計35件、5月25日に12通計84件、5月30日に3通計43件、6月3日に1通計18件、6月7日に14通計392件行った。さらに同年6月10日に14通計14件、6月20日に21通計23件、7月4日に6通計6件の開示請求を行った。これらの開示請求も先行の開示請求の対象文書の全部又は一部と重複する文書を請求する趣旨であると推測されるものである。本件請求により、実施機関の事務処理量は膨大となり、通常業務の遂行を停滞させている。また審査請求人は、一連の開示請求にかかる文書特定の補正に応ずることがなく、実施機関へ協力する責務を果たさず、不適正な行為を繰り返した。以上のことから、審査請求人が開示請求を行う目的が行政文書の閲覧や写しの交付ではないことが明確なため。</p>
--	---	--	--	-------------------------------	---

2	28.5.6 (2)	<p>「他の文書」を下地に「平成4年度道路審議票白根X丁目（○丁目）91」として絵図を貼付し偽造する前の「他の文書」の原議一式。</p> <p><b>【補正後】</b> 平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第546号平成28年7月1日付」文書別紙には特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。他の文書を下地に『平成4年度道路審議票白根X丁目（○丁目）91』として地図を貼付し、裁判に横浜市長が証拠書と出した文書及び証拠書として偽造する前の『他の文書』の原議一式の開示。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	道路審議票白根○丁目91	同上
3	28.5.6 (3)	<p>『平成4年度道路審議票白根X丁目（○丁目）91』は偽造したと指摘され資料を巧妙に加記載した時点の原議一式。</p> <p><b>【補正後】</b> 平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第547号平成28年7月1日付」文書別紙には特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。『平成4年度道路審議票白根X丁目（○丁目）91』は偽造したと指摘され資料を巧妙に加記載した（平成24年2月28日付け時点の原議一式。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上

4	28.5.6 (4)	<p>建建道第1947号平成22年11月2日付「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根X丁目）」文書（通知書含め43通）原議一式</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第548号平成28年7月1日付」文書別紙には特定記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。建建道第1947号平成22年11月2日付「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根X丁目）」文書（通知書含め43通）原議一式。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	平成22年度建建道第1947号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」	同上
5	28.5.6 (5)	<p>建建道第1010号（H26.11.6付）の閲覧。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第549号平成28年7月1日付」文書別紙には特定記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し故意に開示を遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。建建道第1010号（H26.11.6付）の閲覧。は、閲覧後必要により写しを希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	平成26年度建建道第1010号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について」	同上
6	28.5.6 (6)	<p>建建道第826号平成24年7月6日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根X丁目）（平成21年度まち建道第653号）」文書（通知書含め21通）原議一式</p> <p>【補正後】</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」	同上

7	<p>平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第 545 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書別紙に特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根 X 丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」文書（通知書含め 21 通）原議一式。閲覧後必要により写し希望。</p>	<p>28.5.6 (7)</p>	<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料等</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
8	<p>平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第 551 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書の別紙欄には既に特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し故意に開示を遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。『平成 4 年度道路審議票白根 X 丁目（0 丁目）91』は偽造され、資料 18 通を全部付け替える前の原議一式。</p>	<p>28.5.6 (8)</p>	<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>1. 建建道第 2334 号平成 23 年 12 月 16 日付）文書。 2. 文中の「弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会があったため、回答を行いました」とある。(1) 照会文 (2) 弁護士法 23 の 2 の第 2 項文書 (3) 回答文書。等の原議一式。</p>	<p>①平成 23 年度建建道第 2334 号「平成 23 年 12 月 6 日付照会について（回答）」 ②平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書 ③平成 22 年度建建道第 1677 号</p>	<p>建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p>

9	28.5.6 (9)	<p>が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなため」とある。」が、自ら発出の「建建道第552号平成28年7月1日付」文書別紙に特定し記載されているにも関わらず、横浜市長は情報開示に条例に反し開示を遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。1.建建道第2334号（平成23年12月16日付）文書中の「弁護士法第23条の2第2項による照会があったため、回答を行いました」とある。(1)照会文(2)弁護士法第23条の2の第2項文書。(3)回答文書のみ写し希望</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>①道路審議票白根○丁目26 ②道路審議票白根○丁目92</p>	<p>「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会書について（回答）」</p>
10	28.5.6 (10)	<p>「道路審議票旭26号」原議一式。 「道路審議票旭92号」原議一式。 【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求しているにも関わらず、実施機関は、建建道第553号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。1「道路審議票旭26号」原議一式。2「道路審議票旭92号」原議一式。双方閲覧後必要により写し希望。</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>①平成23年度建建道第2334号 「平成23年12月6日付照会について（回答）」 ②平成22年9月2日弁護士からの照会書</p>	<p>同上</p>
		<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料 ②同上</p>	<p>同上</p>
		<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>①市民からの照会に対する回答の伺 ②弁護士からの照会 ③弁護士への回答</p>	<p>同上</p>
		<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>	<p>①市民からの照会に対する回答の伺 ②弁護士からの照会</p>	<p>同上</p>

11	28.5.6 (11)	<p>開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。1 建建道第 2334 号（平成 23 年 12 月 16 日）文書関連。横浜弁護士会から「弁護士法の権利及び義務と色塗りで明示された文書」及び横浜弁護士会からの照会文書原議一式（計 6 点）。閲覧後必要により写し希望。</p> <p>『平成 4 年度道路審議票白根 X 丁目（○丁目）91』は偽造したと指摘され、黒塗り部位を除く前の原議一式。</p> <p>【補正後】 平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第 555 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書別紙には特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。『平成 4 年度道路審議票白根 X 丁目（○丁目）91』は偽造したと指摘され、黒塗り部位を取り除く前の原議一式。閲覧後必要により写し希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	道路審議票白根○丁目 91	同上
12	28.5.6 (12)	<p>建建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」文書（通知書含め 11 通）原議一式。</p> <p>【補正後】 平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第 556 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書別紙に特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。1 建建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	平成 23 年度建建道第 2929 号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」	同上
				条例第 5 条第 3 項		建築基準法上の道路判定資料	同上
				条例第 5 条		弁護士からの照会及び回答。建	同上

13	28.5.6 (13)	<p>路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)文書(通知書含め11枚)原議一式。閲覧後必要により写し希望。</p> <p>建建道第2765号平成24年2月13日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)」文書(通知書含め18通)原議一式。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第557号平成28年7月1日付」文書別紙には特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。1建建道第2765号(平成24年2月13日付)建築局建築道路課の保有する道路審議票白根0丁目91(平成4年度)文書(通知書含め18通)原議一式は閲覧後必要により写し希望</p>	28.7.26	<p>条第3項 非開示</p>	28.11.18	<p>平成23年度建建道第2765号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	<p>同上</p>	<p>建築基準法上の道路判定資料</p>
14	28.5.25 (1)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなど稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第188号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正</p>	28.7.26	<p>条第5 条第3項 非開示</p>	28.11.18	<p>①道路審議票白根〇丁目91 ②平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根〇丁目)」 ③平成22年度建建道第1947号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ④平成23年度建建道第2765号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	<p>同上</p>	<p>建築基準法上の道路判定資料</p>

15	28.5.25 (2)	<p>を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第490号平成28年7月1日付」文書別紙に特定し記載されているにも関わらず、横浜市長は情報開示条例に反し開示を遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道188号6行目以降の離席し未開示文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>			<p>⑤平成23年度建建道第2929号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑥平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑦平成23年度建建道第1912号「平成23年10月25日付照会について（回答）」</p>	
			<p>条例第5 条第3項</p>		<p>①建築基準法上の道路判定資料 ②同上 ③同上 ④同上 ⑤弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑥同上 ⑦市民からの照会に対する回答</p>	<p>同上</p>
			<p>非開示</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>
		<p>28.7.26</p>	<p>条例第5 条第3項</p>	<p>28.11.18</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
		<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わせたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第189号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p>				

	<p>【補正後】 平成 28 年 5 月 6 日付開示請求書は、横浜市長に条例通り開示が出来るよう下記の通り詳細に記載した。横浜市長は「補正を要する理由に行政文書の特定ができなためとある。」が、自ら発出の「建建道第 491 号平成 28 年 7 月 1 日付」文書別紙には特定し記載されている。横浜市長は情報開示条例に反し開示を故意に遅延させている。速やかに開示されるよう督促する。1 建築局長 A、特定部部長 B 殿から稚拙な書簡を頂く、C に証拠書はその都度作るのだよと言わせた。D に建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。E に建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道 189 号 6 行目以降の離席し未開示したと言文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>			
<p>28.5.25 (3)</p>	<p>建築局長 A、特定部部長 B 殿から C に証拠書はその都度作るのだよ。と言わせたなどと稚拙な書簡を頂いているが、D に建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。E に建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第 190 号 6 行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p>	<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>28.11.18</p>
<p>16</p>	<p>【補正後】 平成 28 年 5 月 6 日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第 492 号平成 28 年 7 月 1</p>	<p>28.11.18</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

	<p>日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道190号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求す。閲覧後必要により写しの希望。</p>			
<p>28.5.25 (4)</p>	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第191号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第493号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っ</p>	<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p> <p>28.11.18</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>17</p>			<p>同上</p>	<p>同上</p>

	<p>ちやあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道191号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>			
<p>28.5.25 (5)</p>	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第192号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第494号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道192号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要</p>	<p>28.7.26</p>	<p>非開示</p>	<p>同上</p>
<p>18</p>	<p>28.11.18</p>	<p>条令第5 条第3項</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

		<p>により写しの希望。</p> <p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第193号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p><b>【補正後】</b></p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第495号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂いているが、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道193号6行目以降の離席し不開示したと言ふ文書」の閲覧請求す。閲覧後必要により写しの希望。</p>				
28.5.25 (6)	19		28.7.26	28.11.18	同上	同上
			非開示		同上	
			条例第5 条第3項		同上	同上

20	28.5.25 (7)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなど稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等まともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第194号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第496号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長Bから頂いた稚拙な書簡に、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覽の開示を企んでいる。「建建道194号6行日以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	非開示	同上	同上
	28.7.26	<p>28.11.18</p> <p>条例第5 条第3項</p>	同上	同上	

21	28.5.25 (8)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなど稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等とも不開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第195号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第497号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、下記の通り再請求する。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っただめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まとも不開示が出来ず不調にしたが、今度は請求者が離席した補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道195号6行日以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上
		<p>条令第5 条第3項</p>		同上	同上		

22	28.5.25 (9)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第196号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p><b>【補正後】</b> 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第498号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道196号6行目以降の開示未開示したと言文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	同上	同上
	28.7.26	<p>条令第5 条第3項</p>	同上	同上
	28.11.18			

23	28.5.25 (10)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第197号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p><b>【補正後】</b> 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第499号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡にて、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道197号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	同上	同上
			28.11.18	条令第5 条第3項	同上	同上

24	28.5.25 (11)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わせたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第198号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p><b>【補正後】</b> 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第500号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿からの稚拙な書簡に、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覽の開示を企んでいる。「建道198号6行日以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	非開示	28.11.18	同上	同上
		28.7.26	条例第5 条第3項	28.11.18	同上	同上

25	28.5.25 (12)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第199号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第501号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿からの稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した。まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道199号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上	
26	28.5.30 (4)	<p>実施機関が平成22年10月19日以降開示請求を行ったのは46件と文書が有る。①平成22年10月19日以降46件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。うち取り下げ3件と有る ②開示決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。③一部決</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	<p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>②平成22年度建道第1947号</p> <p>「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	同上

	<p>定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。④取り下げ3件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑤補正を依頼した13件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。</p> <p><b>【補正後】</b>  平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第562号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させている。請求は下記の通り。実施機関が平成22年10月19日以降開示請求を行ったのは46件と文書記載が有る。下記①～⑥項について開示請求し、写しの交付。②平成22年10月19日以降46件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。②開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。うち取り下げ3件と有る。双方の写し請求。③開示決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。④一部決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑤取り下げ3件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑥補正を依頼したと記載のある13件の開示請求書文書名と請求年月日の開示請求内容。</p>			<p>③平成23年度建建道第2765号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>④平成23年度建建道第2929号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑥平成26年度建建道第937号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑦平成24年度建建道第338号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑧平成24年度建建道第827号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑨開示請求書（平成27年3月9日）</p> <p>⑩平成26年度建建道第1616号「横浜市の保有する情報の公開</p>	
--	--	--	--	--	--

					<p>に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>①平成 27 年度建道第 114 「号横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成 27 年 3 月 9 日請求分）」</p> <p>②平成 27 年度建道第 337 号「市民からの問い合わせに対する回答について」</p> <p>③平成 26 年度建道第 862 号「平成 26 年 9 月 15 日付照会について（回答）」</p> <p>④道路審議票白根○丁目 44</p> <p>⑤道路審議票白根○丁目 26</p> <p>⑥道路審議票白根○丁目 90</p> <p>⑦道路審議票白根○丁目 92</p>	
			<p>条例第 5 条第 3 項</p>		<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②同上</p> <p>③同上</p> <p>④弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料</p> <p>⑤弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料等</p> <p>⑥開示請求にかかる決定等の伺い</p> <p>⑦弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料</p> <p>同上</p>	



	<p>書文書名の開示請求。③同上の各請求書の請求年月日の開示請求。④郵送による写しの交付を希望されたが、写しの作成に要する費用が納付されていないのが1回とある文書の開示請求書名と請求年月日の開示請求。</p>			<p>⑥平成 23 年度建建道第 2929 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目 91</p> <p>⑦平成 23 年度建建道第 2765 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目 91</p> <p>⑧平成 24 年度建建道第 827 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑨開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）</p> <p>⑩平成 26 年度建建道第 1616 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>⑪平成 27 年度建建道第 114 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成 27 年 3 月 9 日請求分）」</p> <p>⑫平成 23 年度建建道第 1912 号 「平成 23 年 10 月 25 日付照会について（回答）」</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>⑬道路審議票白根○丁目 90 ⑭道路審議票白根○丁目 92</p>			
	<p>①建築基準法上の道路判定資料 ②同上 ③同上 ④弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑤市民からの照会に対する回答の伺い ⑥弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑦建築基準法上の道路判定資料 ⑧個人情報本人開示請求に対する開示決定文書 ⑨開示請求書 ⑩開示決定等期間延長決定通知書 ⑪開示請求に対する一部開示決定通知書、非開示決定通知書 ⑫市民からの照会に対する回答 ⑬建築基準法上の道路判定資料 ⑭同上</p>	<p>条例第 5 条第 3 項</p>		<p>同上</p>

28	28.5.30 (6)	<p>横浜市長Aが、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長Bあてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について①開示請求日平成27年7月21日、同28日、同8月7日、同9月1日、同9月24日について、各6件の請求文書の開示。各文書開示予定日(10月2日)閲覧せず帰宅とある。また(11月25日)も連絡なく来庁もせずとある。②各請求文書開示に対し、機関発出各々への開示通知書</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第564号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。下記の通り請求する。横浜市長Aが、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長Bあてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について開示請求日平成27年6月26日、開示の実施同27年10月2日再開示開示文書に納得せず閲覧の途中で帰宅とある。1平成27年6月26日付け開示請求文書に対し、実施機関が発出した開示通知書の開示を求め。閲覧後必要により写し希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上	
29	28.6.3	<p>1. A建築局長(平成27年7月6日付)は「・・のとおり、深くお詫び申し上げます。」業務を怠け是正勧告した事へ詫びたが、平成4年、5年、7年、10年、14年、15年、18年、19年、20年、21年、22年、24年、26年、27年と執拗に非違行為を繰り返すが、下記文書について開示請求をする。これらの違法行為は法廷でも審理され、建築局長Aは了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、B様のご指摘されている</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	<p>①道路審議票白根〇丁目91 ②平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」 ③平成22年度建建道第1947号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	同上

		<p>ような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」とは何だ。他の5点（改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り）の行為は認めだが、文書記番号、差出人及び責任所管不記載で、3月9日旭区役所から開示請求し、期間延長した4月28日に開示されず、請求から70日経過した。平成27年5月18日に、3月9日分の開示決定通知書は現地で手交する約束で出向いた。建築局は「開示請求されていないから、開示できません」と一声。手交された開示通知書を返し不調にした。6月5日付でA殿に督促し、6月12日の開示に出向いたにも関わらず、開示文書をJNビルへ忘れて来たことと不調に終わった。其の後、A建築局長（平成27年7月6日付）上述の返書もあり、平成27年7月13日の開示に出向き、「今日の開示は、A殿の開示として賜る」。「分かりました。」の言質が始まった。建築局は、3月9日請求分は5月18日に終わっている。更に「建築概要書の期日について、平成20年12月2日提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「建築後任んで3年経過してから建築願を授受する役所が何処にある」。建築局「後から出す場合もある」。「○○○○～誤魔化しの詭弁を言いやがって」と不調にした。建築局『開示請求するのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし・・・』と情報公開法を蔑ろの非違行為を發したので、市民情報室C係長に通報した。『建築局が？開示請求しないでと、そんなことを言っちゃあダメだね。』の言葉に送られ、開示請求を不調にして帰った。後日、建築局から電話で謝罪の言質が有ったが通話を断った。平成27年3月9日開示請求後、開示日の応答でも請求内容を確認し、Aの建道第1616号（平成27年3月23日付）に記</p>			<p>④平成23年度建道第2765号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑤平成23年度建道第2929号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑥平成24年度建道第826号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑦平成24年度建道第338号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑧平成23年度建道第2334号 「平成23年12月6日付照会について（回答）」 ⑨平成23年度建道第2929号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目91 ⑩平成23年度建道第2765号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路</p>	
--	--	---	--	--	--	--

	<p>載され、4月28日まで延長したが連絡なく、4月30日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか』と問われ『明日5月1日』と即答したが5月8日に延びて、請求から70日後の平成27年5月18日開示で出向いた。開示通知書は4月28日に決済されていた。「決済が遅れた・」は虚言。A殿から通知を受け、6月12日出向いた。「JNビルへ忘れた」。A殿から通知を受け7月13日も開示は済んでいるとの虚言等で不調。建築局へ14日に電話した。「通知書は普通郵便で送ってある。郵便局に聞いて、家の中を探して！再発行はしません。」開示は済んでいます。」とは何んだ。①建築局が言われている、横浜弁護士会から、弁護士法第23条の2第2項による照会があり回答した。との「弁護士会からの文書」について開示請求をさせて頂いている。②回答された文書について開示請求をさせて頂いている。上述の①横浜弁護士会から依頼されたといわれる依頼文書原議一式と②回答書原議の写しの交付。</p> <p>2. 道路審議票白根X丁目D～E号の開示閲覧を求め、閲覧後必要なものについて写しの交付。</p> <p>3. 『平成4年道路審議票白根X丁目（○丁目）91』文書は捏造。建築局長A殿へ当地区の歴史を教示したにも関わらず、道路審議票旭91と再捏造した上で返書が届いたが、確認もなく違法勧告した上に、懈怠行為を隠蔽するため『平成4年道路審議票白根X丁目（○丁目）91』文書を捏造した。建築局長から建建道第337号（H27.6.18）により、氏名も記載せず、本文12行の拙い返書が届いた。上述の通り道路審議票旭91号と建築局長自ら捏造の行為も披歴した。「建築局長が道路審議票旭91号と捏造された文書の原議一式。」写しの交付。下記①～⑳及び4、5、6項は必要によりを交</p>		<p>審議票白根○丁目91</p> <p>①平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目91</p> <p>②平成24年度建建道第827号「横浜市個人情報情報の保護に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>③開示請求書（平成27年3月9日）</p> <p>④平成26年度建建道第1616号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>⑤平成27年度建建道第114号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成27年3月9日請求分）」</p> <p>⑥平成23年度建建道第1912号「平成23年10月25日付照会について（回答）」</p> <p>⑦平成27年度建建道第337号「市民からの問い合わせに対する回答について」</p> <p>⑧平成22年9月2日弁護士から</p>	
--	--	--	--	--

	<p>付含む。①判定意見のとおりとは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査課及び12月15日に現違反対策課Fが現認した際に作成された文書原議一式。写しの交付。②『平成4年道路審議票白根X丁目・91』の判定箇所図を明示した上で原議一式。写しの交付。③h19年1月29日注意書を発出したことを、請求人に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。④「2項道路として指導を行いました」は、何処を誰に指導したのか文書原議一式。写しの交付 ⑤平成20年10月24日付で請求人に送付した、相談課からの引継ぎ文書一切の写し（写真を含む）。⑥現況に対し、2項道路と違反勧告した土地範囲、道路幅を明示した文書の原議全て。写しの交付。⑦建築局は、道路ではない民地を平成21年9月3日否道路に判定替えした。適当に地図に色を塗っている。と逃げた建築道路係長はGであるが、旭土木事務所が公道行き止まりのポールも建立している。平成20年10月21日相談課Hが「2項道路」とした写真にも写されている。20日後に確認に来た道路課Fが「2項道路ではない。」書面を書くこと約束後に異動し、違反対策室で偶然Fにあった。I、Jの前で、「2項道路では無いと断言したが書面は書かなかった」と頭を下げ続けた。I課長が、道路課K、審査課L、Fらの合同謝罪の場を設け謝罪したが、Kは捏造を正当化し続けた。建築局が掌理事項の2項道路か否かを、旭土木事務所長Mに求め、其の文書を建築局が確認した資料と方法及び再調査した場所の原議一式。写しの交付⑧2項道路で無い私有地を、判定替えしたと云う資料全て原議。写しの交付。⑨是正勧告後、取り消し書の送付は無いにも関わらず、「送付し、お詫びした」とは、横浜市長はどのようなようにお詫びしたのか。其の文</p>			<p>の照会書  ⑯道路審議票白根○丁目90  ⑰道路審議票白根○丁目92</p>
		<p>条例第5  条第3項</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料  ②同上  ③同上  ④同上  ⑤弁護士からの照会及び回答。  建築基準法上の道路判定資料  ⑥弁護士からの照会及び回答。  建築基準法上の道路判定資料等  ⑦弁護士からの照会及び回答。  建築基準法上の道路判定資料  ⑧市民からの照会に対する回答  の伺い  ⑨弁護士からの照会及び回答。  建築基準法上の道路判定資料  ⑩建築基準法上の道路判定資料  ⑪弁護士からの照会及び回答。  建築基準法上の道路判定資料  ⑫個人情報本人開示に対する開  示決定文書  ⑬開示請求書  ⑭開示決定等期間延長決定通知  書  ⑮開示請求に対する一部開示決  定通知書、非開示決定通知書  ⑯市民からの照会に対する回答</p>	

	<p>書原議の全て。写しの交付。⑩N宅は「3旭-460で2項道路に該当部位は道路後退している。」従って「Nさんは3旭-460で道路後退していないが今後は指導する」と捏造した道路部位と根拠資料原議の写し交付。⑪「…9」文書は、平成20年の資料があり捏造である。平成4年作成の原議一式。写し交付。⑫建築局は課によって個人情報を書き塗りする理由が違おうと云われた記載文書の原議。写しの交付。⑬3旭460部分はNの個人情報と続く部位は黒くしたが、全文を明示した文書一式。写しの交付。⑭市民情報センターにて、「平成4年道路審議票白根X丁目91号」(A4・10枚・B4・2枚含む)及び「平成4年道路審議票白根0丁目91号」をH26年11月12日、12月5日、12月25日、27年1月、3月、5月の6度閲覧した。「過去に建ててあったことが分かるから市民情報室と協議し非開示とした…」と情報公開規定に反した指示により隠蔽された記載がある。隠蔽前の原議写しの交付。⑮「平成4年道路審議票白根(X丁目)0丁目91号」は(資料5部A4・10枚・B4・2枚含む)作成年月日が不記載にし、番号を91号と付定。地名地番は特定されないように黒塗りし、判定欄の「道路」を横線で抹消し、判定意見欄「本件は既に台路台帳(誤字)にて法42条2項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え(裏側)指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文だが、「本件は既に台路台帳にて」とか「本件カ所のセットバックについて現地調査・」云々とかの資料の開示を請求すると共に、道路も家並みも無いにも関わらず、「2項セットバックの指導」をしたという資料の写し。写しの交付。⑯判定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所及</p>		<p>⑰市民からの問い合わせに対する回答      ⑱弁護士からの照会      ⑲建築基準法上の道路判定資料      ⑳同上</p>	
--	---	--	--	--

	<p>び屋号等氏名、電話番号下段の地図(狭あい道路3旭16号)を白根X丁目91号と切り貼りした上で、現地調査し総合判断したと記載の総合判断に至った規定資料及び起案し、経向した文書改廃原議一式の写し。閲覧。⑱建築局が平成14年、同じく平成20年12月2日付、私有地を否道路と作成した文書資料の閲覧。⑲平成21年作成(番号1142号)の起案資料、供覧資料、経向資料、決裁した根拠資料の閲覧。請求者に指摘され、廃止すると後から記載した際に経向した文書資料の閲覧。⑳建建道(第1264号)「公道だ。」の位置、面積を算出されたXY座標数値記載改廃原議一式。</p> <p>4. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目91(平成4年度)(建建道第2765号・平成24年2月13日)を建築局は捏造した資料を隠蔽し、差し替えた。正当文書の原議一式。写しの交付。</p> <p>5. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目91(平成4年度)建建道第2929号(平成24年2月28日)は、捏造した資料を隠蔽し差し替え後に開示された。原議一式の写しの交付。</p> <p>6. 隠蔽資料を提出せず平成4年に作成と認定されたとは、捏造し隠蔽した資料8通の原議の写しの交付別添元文書&lt;参考&gt;(※実施機関が異議申立人から建築道路課に対する開示請求への対応を記録した文書)に記載の8月20日付文書は隠蔽されているが、記載の7件文書は未開示である。「開示せず帰宅した」「開示が行われていないと主張2回」などと虚言があるが、全文書の再々督促す。</p> <p>&lt;参考&gt; 異議申立人から建築道路課に対する開示請求への対応</p> <p>・ 異議申立人が平成22年10月19日以降開示請求を行っ</p>			
--	--	--	--	--

	<p>たのは46件(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・※1のうち、開示決定及び一部開示決定を行ったのは30件(※2)、取下げ3件</li> <li>・※1のうち、実施機関から異議申立人に対して文書による補正を依頼したのは13件(※3)</li> <li>・※3のうち、異議申立人が補正に応じず対象行政文書を特定できなかったため、非開示決定を行ったのは7件</li> <li>・※2のうち、開示実施日に来庁できない旨の連絡があったが、その後開示日の日程調整ができなかったのが3回</li> <li>・※2のうち、開示実施日に連絡がなく、また来庁もなかったのが計8回(※4)</li> <li>・※2のうち、開示の途中で帰宅したのは1回</li> <li>・※2のうち、閲覧せずに帰宅したのは5回(※5)</li> <li>・※2のうち、開示を実施されたものに対し、開示が行われていないと主張されているのが2回</li> <li>・※2のうち、郵送による写しの交付を希望されたが、写しの作成に要する費用が納付されていないのが1回</li> </ul>				
--	--	--	--	--	--

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 8 月 19 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1526 号)
平成 28 年 9 月 23 日 (第 300 回第二部会) 平成 28 年 9 月 27 日 (第 295 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1526号)
平成 28 年 9 月 20 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1526 号)
平成 28 年 10 月 6 日 (第 201 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第 1526 号)
平成 28 年 11 月 2 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1527 号)
平成 28 年 11 月 15 日 (第 297 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1527号)
平成 28 年 11 月 17 日 (第 203 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第1527号)
平成 28 年 11 月 18 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1528 号)
平成 28 年 11 月 25 日 (第 304 回第二部会)	・諮問の報告 (答申第 1527 号)
平成 28 年 11 月 29 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1527 号)
平成 28 年 12 月 20 日 (第 298 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1528号)
平成 28 年 12 月 21 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1528 号)
平成 28 年 12 月 22 日 (第 205 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第1528号)
平成 29 年 1 月 11 日 (第 32 回制度運用調査部会)	・審議
平成 29 年 1 月 17 日 (第 306 回第二部会)	・諮問の報告 (答申第 1528 号)
平成 30 年 2 月 2 日 (第 43 回制度運用調査部会)	・審議
平成 30 年 4 月 19 日 (第 44 回制度運用調査部会)	・審議
平成 30 年 5 月 18 日 (第 45 回制度運用調査部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成 30 年 6 月 29 日 (第 46 回制度運用調査部会)	・審議

平成 30 年 7 月 19 日 (第 47 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 8 月 23 日 (第 48 回制度運用調査部会)	・ 審議